

一般社団法人日本植物防疫協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、植物防疫に関する技術や知識の進歩発展を図り、農業生産の安定に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 植物防疫に必要な防除資材の実用化を促進するための試験事業
- (2) 植物防疫に必要な防除資材の登録を支援するための助成事業
- (3) 農薬等の安全性向上及び防除技術の改良のための調査・研究事業
- (4) 植物防疫に関する情報交換及び植物防疫の指導者を養成するための研修等事業
- (5) 植物防疫に関する歴史的な史料を収集・展示し閲覧に供する事業
- (6) 植物防疫に関する学術誌、参考図書及び教材を作成する事業
- (7) 植物防疫に関する知識や情報を迅速に提供する事業
- (8) 病害虫の診断及び発生予察を効率的かつ的確に進めるために必要な資材を提供する事業
- (9) 植物防疫に関する国内外の関係機関との交流及び支援
- (10) 不動産の賃貸に関する事業
- (11) 会員の相互連絡及び親睦の促進
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 植物防疫に関する業務又は研究に従事し、もしくはその経験を有する個人又は団体であって、この法人の目的に賛同し、その活動を推進するため

に、次条の規定により入会した者

- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援するために、次条の規定により入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために、次条の規定により入会した団体
- (4) 名誉会員 この法人の目的達成に特に功労のあった者又は学識経験者等で総会において推薦された者

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出するとともに、正会員にあっては理事会、一般会員及び賛助会員にあっては理事長の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を毎年度支払うものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員にあっては総会、一般会員及び賛助会員にあっては理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、退会したものとする。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 正会員の資格喪失について本人を除く総正会員が同意したとき。
- (4) 一般会員で、会員の継続が困難とみなされる客観的事実が一定期間以上継続したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び役員に対する報酬等に関する規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、各理事が招集する。
- 3 正会員が総正会員数の5分の1以上の賛同に基づいて、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、出席正会員又は理事の中から総会の議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - (2) 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものであること。
- 3 前項の規定は、監事を選任する場合に準用する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員に対する報酬等に関する規程に従って算定した額を支給することができる。

2 前項の報酬等は、総会において別に定める額の範囲内とする。

(責任免除又は限定)

第 26 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員損害賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる最低責任限度額を限度とする旨の契約を外部役員と締結することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 前各号に定めるもののほか、この定款で定められた事項

(招 集)

第 29 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、各理事が招集する。
- 3 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、出席理事の中から選出する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、出席した理事全てが議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置きするとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 37 条 この法人は、営利の追求を目的とせず、剰余金の分配を行なわないこととする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は山口 勇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。